

# DPC制度のQ&A

**厚生連高岡病院では、平成20年7月1日から入院医療費の計算方法がDPCに変わります。**

## DPC制度とは？

入院医療費包括算定制度のことです。

厚生労働省が病名と診療内容をもとに診断群分類を作成し、それぞれに決められた1日当たりの定額医療費により入院料を計算する方式です。

ただし、手術料・麻酔料等は包括されず、今まで通り出来高方式で計算します

## 厚生連高岡病院に入院するすべての患者さまがこの制度の対象になるの？

主治医がDPC包括評価で定められた診断群分類に該当すると判断した場合に対象となります。

この診断群分類に該当しない場合は、従来通り出来高計算方式になります。

歯科診療、自費や労災、自賠責保険を使用した場合はDPC対象外となります。

## DPCになると高くなるの？安くなるの？

主治医が当てはまると判断した診断群分類により定まる1日当たり定額の医療費と手術等の組み合わせで入院費が決定します。

従来の出来高計算と比べて、同じ内容の診療でも高くなる場合もあれば、安くなる場合もあります。

## DPCの対象になる病気でも出来高算定してもらえますか？

厚生労働省の定めにより、DPCの対象となる病気は出来高で算定が出来ませんのでご了承ください。

(ただし、7月1日以前から引き続き入院の患者さまは9月1日からDPC請求となります)

### 入院診療費の支払い方法はなるの？

これまで通り月ごとの支払い（退院の場合は退院時）に変わりはありません。

### 病名が途中で変わったときはどうなりますか？

DPCでは、1入院に対して1病名というのが基本の考え方です。入院時から診療が進むにつれ、途中で病名が変わった（検査の結果確定した）場合は、入院初日に遡り、確定した病名で医療費の計算をやり直しいたします。

この場合、月をまたがっていた時は、既にお支払いいただいた前月までの医療費について、当月で過不足を調整いたしますので、あらかじめご了承ください。

### 入院中に他の病気の治療をしたいのだけど？

DPCとはひとつの病気（診断群分類）に対して入院加療を行う制度です。

「1疾病1入院」が原則となりますので、他の病気の治療を患者さまが希望された場合には、退院後をお願いすることもあります。

尚、緊急の場合はこの限りではありません。

### いま飲んでいるお薬はどうするの？

現在、当院または他の病院のお薬を服用されている患者さまは、入院される際、服用している全てのお薬をご持参ください。

### 高額医療費の扱いはなるの？

高額療養費制度の扱いは変わりません。

高額療養費を見越した自己負担限度額のための支払いで済む高額療養費の現物給付制度も従来通りご利用いただけます。

### 食事療養費はなるの？

これまで通り変わりはありません。1食260円です。

**詳しくは医事課入院係までお問い合わせ下さい**